別記第11号様式(第16条関係)

第　　号

　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　様

ニセコ町長

ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金の額の確定通知書

　　　年　　　月　　　日付けで実績報告のありましたニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金について、内容を審査した結果、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金確定額 | 金　　　　，０００円 |
| 概算払済額 | 金　　　　，０００円 |
| 返還を要する額 | 金　　　　，０００円なお、ニセコ町補助規則第20条第２項の規定により、　　　 年 　月 　日までに返還することを命ずる。 |

１　補助金により設置した対象設備等は、法定耐用年数を経過することになるまで、この補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、取り壊し（廃棄を含む）、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、町長の承認を受けた場合を除きます。

２　補助対象者が補助金交付条件に違反したときは、補助金交付確定の取り消し、及び補助金の返還を命じます。

３　この内容に対し不服のある補助対象者は、補助金交付額確定の通知を受けた日から３０日以内に書面をもって不服を申し出ることができます。